

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①鹿沼市の概要

本市は、人口約9万人、面積約490平方キロメートルで、首都東京都からおおよそ100キロメートルの位置にあり、栃木県の中では、県央西部にあり、圏域の北部は国際観光地の日光市、東部は県都宇都宮市、南部は栃木市、壬生町と隣接している。本市は日光東照宮が造営されたかつて、日光西街道・例幣使街道の宿場町として栄え、近代においては、木工業を中心とした商工都市としての歩みを進めてきた。その後、東北縦貫自動車道の開通や、工業団地の造成により、金属製品工業やプラスチック工業なども加わり、ものづくりのまちとして現在に至るまで発展を遂げてきた。昨今においては、歯止めがかからない人口減少や超高齢化、激甚化・頻発化の一途をたどる自然災害など、ますます厳しさを増す社会経済情勢の中、第8次鹿沼市総合計画に掲げた将来都市像を具現化するため、各分野における施策に取り組んでいる。

②鹿沼市の人口構造

令和2年国勢調査によれば、本市の人口は、2010年（平成22）年の102,348人をピークに減少に転じ、2020年（令和2年）には94,033人となっている（図1）。年齢区分別人口割合では、老年人口の割合は増加し、年少人口・生産年齢人口の割合は減少しており、少子高齢化の加速が顕著である（図2）。

また、「日本の地域別将来推計人口＜国立社会保障・人口問題研究所2018年（平成30年）推計＞では、2045年（令和27年）には、総人口が68,765人となり、総人口に占める生産年齢人口割合は49.1%になると予想されており、都市としての活力が著しく低下していくことが懸念されている。

人口推移と将来推計

図1



年齢区分別人口割合の推移

図 2

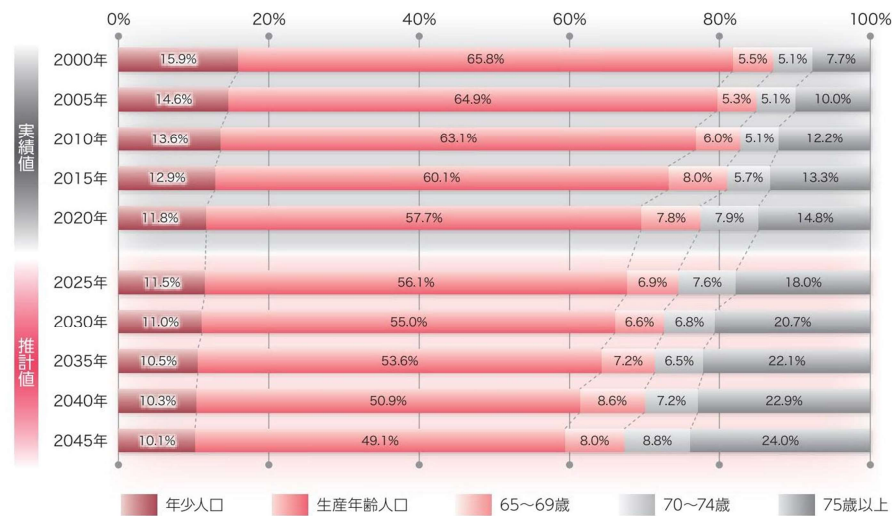


図 1 図 2 出所：(実績値) 総務省「令和 2 年国勢調査」

※総人口は年齢不詳人口を含むため、各区分の合計値と異なります。

(推計値) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30(2018)年推計）」

②鹿沼市の産業構造及び中小企業者の実態等

令和 3 年経済センサス活動調査によれば、本市の企業数は 3,278 社、事業所数は 4,506 事業所、従業員数は 42,202 人である。産業別に見ると、第一次産業が 40 事業所、504 人、第二次産業が 1,269、事業所 16,557 人、第 3 次産業が 2,950 事業所、25,141 人である。本市の産業別割合は、全国と比較すると、第二次産業の割合が多く、第三次産業が少ない（全国従業者別：第一次産業 0.79%、第 2 次産業 22.02%、第 3 次産業 77.19%、鹿沼市従業者別：第一次産業 1.20%、第 2 次産業 39.23%、第 3 次産業 59.57%）。

企業が生み出す付加価値額でみると、本市の産業の中心は、全体の約 4 割を占める製造業である。中でも、自動車・航空機・医療機器関連等の金属加工業や、伝統的技術を生かした建具部材製造や家具製造等の木工業関連の事業所が多い。

本市の中小企業者の多くは、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行や、ロシアによるウクライナ侵攻、円安に伴う資材価格高騰等の影響を受けた状況からなかなか脱却できない事業者も少なくない。

中でも、木工業関連では、2021 年に起こったウッドショックと呼ばれる木材価格高騰等の影響も受け、原材料価格が大幅に上がり、利益圧迫につながっている。

また、金属加工業関連においても、コロナ禍におけるサプライチェーン毀損の影響を受けただけではなく、自動車関連分野では半導体不足による減産、航空機関連分野ではボーイング社の減産等の影響を受け、売上高や付加価値が減少している。

このような厳しい状況の中でも、本市の中小企業者の間では、苦境に負けず前に進もうとする機運が高まっているの事実である。若手経営者を中心に、既存技術を新たな分野へ活かす事業再構築に取り組む者や、IoT・AI に着目し生産性の向上・業務効率化を図る者、コスト競争になっている国内市場から脱却し、日本古来の文化や伝統に興味を抱く海外市場への販路開拓に挑戦したりする者などが着実に増加している。

（２）目標

本市は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業及び小規模事業者の経営基盤強化及び生産性向上を図っていく。本計画の数値目標として、先端導入設備等導入計画の認定を、２年間で 20 件とする。

（３）労働生産性に関する目標

事業者の受注拡大や業務効率化等による付加価値額の向上へつながる設備導入について、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市に立地する事業者の生産性向上を広く実現する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本市に立地する事業者の生産性向上を市域全体で広く実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、多岐にわたり、多様な業種が市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。さらに、生産性向上に向けた事業者の取組は、設備導入、生産管理、ＩＴ導入によるネットワーク化等、多様であるため、本事業において対象とする業種は、全業種、全事業とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては

先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。